

巨大IT企業と独禁法違反

—令和元年9月4日東京地裁判決に関連して—



元大阪大学大学院経済学研究科講師
西口 博之

目 次

- I. はじめに
- II. 特許紛争と管轄合意の効力
 - 1. クロスボーダー取引と合意管轄
 - 2. 平成28年2月15日東京地裁判決
- III. 特許の共有と侵害
 - 1. 特許の共有とその制約
 - 2. 平成28年3月17日東京地裁判決
 - 3. 平成28年10月26日知財高裁判決
- IV. 米アップル対島野製作所事件
 - 1. 特許権の行使と独禁法
 - 2. 平成29年4月18日知財高裁判決
- V. 令和元年9月4日東京地裁判決
- VI. おわりに

I. はじめに

昨今、巨大企業GAFAに対する風当たりが強く、国際課税への対応またその独占体制への批判からその規制すら検討されている。そのGAFAの一翼を担うアップルに対して我が国中小企業が挑む姿勢に共感してか、最近の島野製作所対アップルの特許法・独禁法違反に対する裁判には関心が高い。

本稿は、その独禁法違反事件にかかわる令和元年9月4日東京地裁判決に焦点を合わせてIT

巨大企業との独禁法違反事件に関して論じるものである。

Ⅱ．特許紛争と管轄合意の効力

1．クロスボーダー取引と合意管轄

昨今クロスボーダー取引が多様化するに伴い、その紛争も複雑化している。

本題のアップル社のスマートフォンは、同社が自社の工場を持たず、その部品を全世界から調達しているため、国内外のEMSを含む製造業から調達されている。この為、調達先との特許の共同開発、ライセンス契約、パテントプール等に係る紛争も発生しがちで、特許権紛争、不競法違反事件、独占禁止法違反事件等の問題が生じる¹。

本件のように、特許権等知的財産権に係る競争法違反事件としては、米国でのアップル電子書籍事件、モトローラ対グーグル事件、BMI・ASCAP対DMX事件、欧州でのEUアップル電子書籍事件、サムソン事件・モトローラ事件、ファーウェイ事件等がある²。

今回の島野製作所対アップル事件においては、その合意管轄については、平成28年2月15日東京地裁によって無効と判断されている。

我が国においては、第2次世界大戦前における管轄合意に係る裁判例としては、大判大正5年10月18日及び神戸地判大正8年2月28日があるのみであるが、戦後になって貿易取引に関連する船荷証券上の普通約款によりなされた外国裁判所を専属管轄とする旨の合意の有効性について東京地裁昭和42年10月17日、神戸地裁昭和38年7月18日、その控訴審である大高判昭和44年12月15日及び上告審昭和50年11月28日（チサダネ号事件）と相次いで判例が見られる。

それらは、投資取引によるもの（平成24年2月14日東地判資産運用契約及びその控訴審平成24年6月28日東高判、平成25年4月19日東地判投資契約とその控訴審平成25年9月18日東高判、平成26年1月14日東地判、平成26年7月17日東高判、平成27年9月1日最高裁MRI出資金返還請求事件）、労働契約によるもの（平成12年4月28日東地判、平成12年11月18日東高裁並びに平成24年11月14日東地判）等がある。

2．平成28年2月15日東京地裁判決

(1) 島野製作所事件の概要とその経緯

米アップルに部品を供給していた島野製作所は、平成26年8月1日アップル社に対して独占禁止法違反等を理由とする訴訟を提起するとともに、同年8月6日特許権侵害についても東京地裁に訴訟を提起した³。

これに対して、先ず平成28年2月15日東京地裁（第18部）は独占禁止法違反や特許権侵害があったとして損害賠償を求めた訴訟につき、裁判の管轄についての中間判決を出した。両社の契約書には、「紛争はアップルの本社がある米カリフォルニア州の裁判所で解決する」との合意があったため、先ず日本の裁判所で審理できるかどうか争われた。

しかし、日本の民事訴訟法では、係争地の合意は個々の取引契約ごとに定めなければ無効と定

1 和久井理子「技術標準化、パテントプールと独禁法」『日本工業所有権法学会年報』第26号（2002年）41頁以下。根岸哲「知的財産権法と独占禁止法—ライセンス契約を中心として—」『自由と正義』第40巻第1号29頁以下。

2 泉克幸「海外における知的財産に係る競争法違反事件の動向」『公正取引』第784号（2016年）10頁以下。

3 2014年9月12日付け島野製作所ホームページ参照。